

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第78号 瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第82号 平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第83号 平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第84号 平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第85号 平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第70号 瑞穂市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第8 議案第71号 瑞穂市水防センター条例の制定について
- 日程第9 議案第72号 瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第73号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第75号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第79号 瑞穂市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第80号 瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第81号 平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件について
- 日程第16 発議第9号 T P P参加反対、日本農業の再生を求める意見書について
- 日程第17 発議第10号 下水道推進特別委員会設置に関する決議について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17までの各事件

追加日程第1 下水道推進特別委員会委員の選任について

追加日程第2 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	土屋	隆義
3番	熊谷	祐子	4番	西岡	一成
5番	庄田	昭人	6番	森	治久
7番	棚橋	敏明	8番	広瀬	武雄
9番	松野	藤四郎	10番	広瀬	捨男

11番	土田裕	12番	小寺徹
13番	若井千尋	14番	清水治
15番	山田隆義	16番	広瀬時男
17番	若園五朗	18番	星川睦枝
19番	藤橋礼治	20番	小川勝範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	豊田正利
教育長	横山博信	企画部長	奥田尚道
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	伊藤脩祠
福祉部長	宇野睦子	都市整備部長	福富保文
調整監	岩田勝之	環境水道部長	弘岡敏
会計管理者	馬淵哲男	教育次長	林鉄雄
監査委員 長	松井章治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷺見秀意	書記	清水千尋
書記	今木浩靖		

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

4 件報告します。

まず 1 件については、鷲見議会事務局長から報告させます。

議会事務局長（鷲見秀意君） 失礼いたします。

議長にかわりまして、1 件報告します。

地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は平成22年10月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。以上でございます。

議長（小川勝範君） 以上、報告した資料は、事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

2 件目は、お手元に配付しましたとおり、12月16日、産業建設常任委員長から請願第 1 号について閉会中の継続審査の申し出がありました。

3 件目は、12月14日、小寺徹君から、発議第 9 号 T P P 参加反対、日本農業の再生を求める意見書についてを受理しました。

4 件目は、12月17日、藤橋礼治君から、発議第10号下水道推進特別委員会設置に関する決議についてを受理しました。

これらについては、後ほど議題にしたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第78号から日程第 4 議案第83号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第 2、議案第78号瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例についてから日程第 4、議案第83号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）までを一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めま

す。

厚生常任委員長 若井千尋君。

厚生常任委員長（若井千尋君） 皆様、おはようございます。議席番号13番 若井千尋です。

ただいま一括議題となりました3議案について、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

厚生常任委員会は、12月7日午後1時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第78号瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について審査しました。

執行部より、この条例は、瑞穂市老人保健事業特別会計の廃止に伴い、市条例の改正を行うものであるとの補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第82号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、国及び県支出金の特定健康診査等負担金で平成21年度の特定健診及び特定保健指導の精算による増額、また前期高齢者交付金の確定等による増額である。一方、歳出については、接骨院、柔整など保険診療医療機関外での受診者増による保険給付費の被保険者療養費の増額であり、実績に今後の見込み分を増額するものなどであるとの補足説明を受けました。

また、議案第83号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、過年度分の保健事業精算分について、後期高齢者医療広域連合からの収入を一般会計に繰り出しするものと、一般会計から基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合へ納付するものであるとの補足説明を受けた後、2議案とも質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による厚生常任委員会の委員長報告を終わります。平成22年12月17日、厚生常任委員会委員長 若井千尋。

議長（小川勝範君） これより、議案第78号瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第82号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第83号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第84号及び日程第6 議案第85号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第5、議案第84号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第6、議案第85号平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題とします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 森治久君。

産業建設常任委員長（森 治久君） 皆様、おはようございます。議席番号6番 森治久でございます。

ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

産業建設常任委員会は、12月8日午前9時30分から第3の2会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

議案第84号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第85号平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）についての審査では、執行部からの補正予算書及び補正予算説明書に基づいた補足説明の後、いずれも質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（小川勝範君） これより、議案第84号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算

(第2号)の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長(小川勝範君) 12番 小寺徹君。

12番(小寺 徹君) 議席番号12番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第84号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算について、反対をいたします。

この補正予算案には、職員の給与の引き下げ、期末・勤勉手当の引き下げが含まれております。議会初日の冒頭に給与の引き下げと期末・勤勉手当の引き下げについて議案が提案され、私はその議案に反対をしてきました。そういう点で、今回のこの補正予算に職員の給与の引き下げ、期末・勤勉手当の引き下げが含まれているということで反対をいたします。反対の理由については、以前の審議の中で述べたとおりでございます。

あわせて、次の85号も同じ内容でございますので、反対であることもあわせて表明しておきます。

議長(小川勝範君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(小川勝範君) 起立多数です。したがって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第85号平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時55分

再開 午前10時10分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第7 議案第70号から日程第14 議案第81号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第7、議案第70号瑞穂市男女共同参画推進条例の制定についてから日程第14、議案第81号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長から報告を求めます。

総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

ただいま一括議題となりました8議案につきまして、会議規則第39条の規定によりまして、総務常任委員会の審査経過及び結果につきまして報告いたします。

総務常任委員会は、12月9日午前9時半から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、あるいは会計管理者及び所管の部課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。なお、議案第81号の一般会計補正予算

については、当委員会所管外の教育長、各部長、次長、調整監の出席も求め、質疑を行いました。

それでは、議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第70号瑞穂市男女共同参画推進条例の制定については、平成22年3月に瑞穂市男女共同参画基本計画が策定された折、同条例の策定を要望する声を受け、基本計画の理念に基づき、瑞穂市男女共同参画推進審議会において市民協働により条例案を策定していただいたもので、その報告を受けて提案するものであるとの補足説明を受けました。

続いて質疑では、当条例の制定については評価するが、解説の中身が薄い。また、罰則規定がない等不備な点があると思われるが、精査したのかとの質疑に対し、当条例は国の男女共同参画社会基本法に基づき制定しているので、罰則規定は織り込まなかった。条例の解説については、審議会において何回となく議論を賜り、検討いただいたものであり、内容的に他市町のものと比較しても問題はなく、瑞穂市らしさをどのように織り込むか知恵を絞った内容になっている。今後においては、社会の現状と変化を見比べながらチェックを図っていきたいとの答弁でございました。

また、当条例を作成したプロセスが問題である。基本計画にしても、当条例についても、過程において議会に対して何の相談もなかった。本来、条例があって基本計画がつくられるのではないかとの質疑に対し、市民協働の考え方からいくと、審議会から条例を上げていただくのは正しいスタイルと考える。また、審議会のメンバーには議会代表の方も入っていただいている。基本計画策定については、県内21市でラストと非常におくれていたが、今回の条例は県下で8市町が制定している状況で、先んじる形となった。基本計画から条例という流れも一般的であるとの答弁でありました。

この後、討論に移り、反対討論はなく、賛成討論で、この条例は完璧とは言えないが、できたことに意義がある。今後、より具体的に内容を精査し、前進するよう期待するとの意見があり、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第71号瑞穂市水防センター条例の制定については、条例内容に沿って補足説明を受けた後、質疑を行いました。

現在、当センターを建設中であるが、業者選定はどのようにしたのか。当センターは水防関係の利用が中心であると思われるが、自治会等の利用は可能なのか。業者等の営業における使用は可能なのか。葬儀会場として認められるのかどうかの質疑に対し、建設の業者選定においては、経営事項審査に係る総合評価値が800点以上で、当市に隣接した本店・支店、または営業所のある会社限定して電子入札で行った。当センターにおける平常時の利用については、いかなる自治会等においても公益的に利用される場合は可能である。管理は、清掃等も含め祖父江自治会にお願いしたいと考えている。詳細は、今後、施行規則をつくる。業者等の営業使

用については加算料金をいただく。葬儀については考えていないとの答弁でした。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

続きまして、議案第72号瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例については、健康推進課所掌事務を市民部から福祉部に移管する内容等の補足説明があり、その他、この改正に伴い、課の統合・新設についても行政組織図で追加説明がありました。

続いて質疑では、本年11月より保育所等の事務が巣南庁舎の教育委員会に移管されたが、穂積地域関係者に対するフォローはできているのかとの質疑に対し、穂積庁舎の窓口は福祉部で対応する。また、教育委員会の事務を効率化するため、来年4月から1課ふやすとの答弁でした。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第73号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第75号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、教育委員会委員、監査委員、農業委員会委員の報酬を年額から月額に改める等の補足説明を受けました。

続いて質疑では、当該3委員会の1ヵ月の出席日数はいかほどか、また年額を月額に改正することによって報酬額はどのように変わるのかとの質疑に対し、教育委員は1ヵ月平均3回から5回程度、監査委員は決算審査等も含め1ヵ月平均4回程度、農業委員は総会が月1回、各部会が年数回、農地パトロールが6月から10月の間に数回、その他、現地確認、農業相談等をその都度実施している。また、報酬については、年額で計算すると、教育委員長は1万円のアップ、その他の教育委員は変わらず、代表監査委員は8万円のアップ、議会選出監査委員は4万円のアップ、農業委員会会長は2,000円のダウン、その他農業委員は変わらずとの答弁でした。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

続きまして、議案第79号瑞穂市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例については、法における滞納処分の規定を明文化するため当条例を改正するとの補足説明を受けた後、質疑を行いました。

滞納整理・処分等の必要性は十分承知しているが、当市の対応は余りにも厳し過ぎるのではないか。弱者の実態をよく把握して行使すべきではないかとの質疑があり、滞納額の増加は議会や監査委員からも指摘されており、税以外の徴収金についても、地方税法の例により滞納処分できるものは執行する旨を明確化する条例改正で、弱者に対しては減免措置等もあり、公平性を念頭に置いた運用を行いたいとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

続きまして、議案第80号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例については、平成21年度と本年度にかけて無線施設の整備を進めているが、子局を6カ所増設したことによる条例改正であるとの補足説明を受けた後、質疑を行いました。

そこでは、防災関係以外にも使用することはできるのか。各校区別、または子局別に放送することはできるのかとの質疑に対し、緊急性のあるものは可能である。また、必要に応じて子局を選定して放送することもできるとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

続きまして、議案第81号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）については、補正予算説明書を使用し、節の説明書きに至るまで詳細に補足説明を受けました。

続いて質疑では、法人税における21年度と今年度との比較はとの質疑に対し、21年度は2億8,400万円、今年度は3億2,300万円を見込んでいるとの答弁でした。

敬老会事業というのは本来国が行うべきであり、地方自治体は国にかわって事業を行うものである。それを自治会任せにして、指導もしないようでは職務怠慢である。老人は平等に恩恵を受ける権利がある。敬老会助成金において369万円の減となっているが、なぜかとの質疑では、75歳以上の老人がおられる92の自治会中、敬老会事業を実施されたのが81自治会、そのうち祝賀会を実施されたのは73自治会という状況であり、残金による減額である。各自治会によって事業のやり方はそれぞれあるので強制はできないが、しかし、市としては自治会に任せっ放しにしているのではなく、極力事業に出席するよう心がけている。今後は、自治会会合等の席で、敬老会事業のあり方について、なるべく平等に行っていただくようお願いしていきたいとの答弁でした。

続きまして、路線バス運行負担金において160万円補正されているが、その根拠はとの質疑では、岐阜バスが運行している美江寺・穂積線については、以前から国及び県の補助金を受けている。しかし、これを受けるには経常収益が経常経費の20分の11以上をクリアしなければならない。今年度はクリアしていないため、不足分を負担するものであるとの答弁でした。

給与、期末手当等の関係について、条例は今回定例会の初日に可決となったが、この補正予算には反映しているのかとの質疑では、期末手当の減額分については反映しているが、給与分については今回補正予算の提出時に間に合わず、次回の補正で減額したいとの答弁でした。

公園費の公有財産購入費については、要望箇所については、地元との合意形成はあるのか。要望箇所における利用密度等は調べたのか。9カ所から3カ所を選定したとあるが、他の6カ所はどうするつもりか、9カ所の要望箇所から選定しているがほかにも要望があるのではないのか、市の公園整備全体計画はないのか、選定した3カ所の予算内訳は、設計委託料165万円を計上しているが、今年度中に購入できる見通しかとの7項目にわたる質疑があり、これに対して、区長、自治会長等要望者からも意見聴取を行って今回の総合評価点数を出した。利用密度等ま

では調査してないが、周辺人口密度、人口増加率等は選定評価の中に入っている。次点等評価の高かった箇所については、今後検討し、整備を進めていきたい。要望箇所についてはこの9ヵ所である。ただし、提案以後においてほかにも要望を受けている。明確な全体計画はないが、市全体を見て検討し、公園・緑地等基本計画12ヵ所を計画予定地として決定している。内訳は、牛牧五反田7,600万円、穂積野口8,200万円、祖父江伯母塚中6,100万円である。当予算が可決になれば、年度内に購入したい。繰り越しにならないよう努力するとの答弁でした。

水防費の公有財産購入費については、以前は公園費でと聞いていたが、今回水防費に変わっているが、一貫性がないのではないかと。生津のこの土地については、既に土地財産調査特別委員会において議題に上がっているが、経過が全くわからない。明らかにしてほしい。この土地の面積はどのくらいか。この土地は競売物件で、T氏が約530万円で落札したと聞いているが、なぜ1,300万円の予算なのか。査定金額を明らかにしてほしいとの質疑があり、これに対して、9月の段階では箇所づけまで至らず計上していたが、今回すべての土地を明確にしたため、この土地は水防費予算として計上した。T氏が落札したとのことだが、登記簿上は某社名義であることを登記簿謄本により承知している。しかし、現在の所有者まではわからない。この土地は237.20平方メートルと262.19平方メートルの2筆から成り、計499.39平方メートルである。坪当たり11万から12万円で査定し、そこから家屋の取り壊し分を差し引いて計算したとの答弁でした。

この後、休憩を挟み、一委員から、公園費と水防費の公有財産購入費については市全体の基本計画がしっかりしていない。選定基準が明確でない段階でそのまま執行を認めるわけにはいかないとの理由で、当該予算を基金積立金に組み替えるよう修正案が提出されました。

続いて、修正案提出者に対する質疑では、9月定例会において箇所づけ、積算根拠がないとの理由から修正となった。今回執行部はそれらすべてを明らかにして提出してきたのに、なぜまた修正なのかとの質疑に、市の公園等整備全体計画を明確にしないまま要望のあった箇所のみで選定している。執行部は、20年、30年先を見据えた整備計画を明らかにした上で土地等を購入しなければならないとの答弁でした。

討論では、修正案賛成の討論はなく、原案、修正案ともに反対の討論では、国の言いなりのままに職員の給与、期末手当等を下げることが認められない。公園費、水防費についてはまだ明確な説明がなされていないとの意見があり、原案賛成、修正案反対の討論では、執行部は今回、9月定例会の反省を受けて、箇所づけ、積算根拠等を明確にして提案してきた。これ以上何を望むのかとの意見がありました。

この後、まず修正案に対する採決を行い、賛成者少数で否決されました。

続いて原案に対する採決では、一委員が退席をし、賛成者多数で原案のとおり可決されました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成22年12月17日、総務常任委員会委員長 広瀬武雄。

議長（小川勝範君） これより、議案第70号瑞穂市男女共同参画推進条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第71号瑞穂市水防センター条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第72号瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第73号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第75号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第79号瑞穂市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第80号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第81号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第81号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算についての委員長報告に対する質疑を行います。

6ページ目の下段の方に、内訳は牛牧五反田7,600万円、穂積野口8,200万円、祖父江伯母塚中6,100万円と報告をされております。9月の総括質疑でも質問しましたがけれども、この公園の土地に対して議員がかかっていることはないかどうかという質問をいたしました。明確な

答弁がございませんでした。さらに、今回の総括質問の中でも熊谷議員がその趣旨の質問をされましたけれども、明確な答弁がなかったと記憶しております。総務委員会の中で、この項について、この土地は何丁目何番地、所有者はだれかということ当局から資料として提出させて議論されたかどうか、お伺いをしたいと思います。その中で、そういう議員、公職についている人とのかかわりはなかったという判断がされておられるのかもあわせてお聞きしたいと思います。

2点目は、7ページ目の上段の方に、水防費について論議がされて、この土地は競売物件で、T氏が約530万円で落札したと聞いているが、なぜ1,300万円の予算が査定金額としてなっているのか明らかにしてほしいという質問があって、答弁の中では、いろいろされておりますけれども、水防倉庫ですから、災害に対する緊急性という点で競売の金額の約3倍も予算をかける緊急性があるのかどうか、そこら辺が明確になっておりませんが、その辺はどのように議論をされたのか、お尋ねしたいと思います。

また、答弁によっては再質問を自席からさせていただきます。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） ただいまの小寺議員の質問に対してお答えいたします。

牛牧五反田7,600万円、穂積野口8,200万円、祖父江伯母塚中6,100万円のそれぞれの土地に対して、議員とのかかわり合いは云々ということで総務常任委員会で協議されたのかということでございますが、実を申しますと、それぞれがそれぞれに議員の関係があるかなしかについての質疑とか討論は一切ございませんでした。

それからもう1点、水防費の問題でございますが、いわゆるT氏が530万円で落札したものを1,300万円の予算を計上しているけれども、その査定金額を明らかにしてほしいという中で、坪当たり11万円から12万円で査定し、その落札価格の約3倍の金額で予算計上することに対する緊急性があったのかどうかということの質問に対しましてお答えいたしますが、これも総務常任委員会では、小寺議員が言われるような緊急性についての質疑、あるいは討論はございませんでしたが、不動産鑑定士を入れてこの価格を算定し、予算を計上したとの回答はございました。

以上で質問に対する答弁は終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 公園の問題については、三つの公園を合わせると約2億円近い金額の高額な土地を買うということになるわけでございます。そういう点では、どこの土地だということをはっきりさせて、だれが持っている土地かということもはっきりさせて議案を審議する必要があるかと私は思います。そういう点では、その辺がどうも不明確だし、げなげなで話

があるということで、公の場でそこら辺をはっきりさせて、これは本当に疑惑のない土地の購入かどうかということも、議員お互い判断をする材料を提出する必要があるかと思います。そういう点では、総務常任委員会をさらに緊急に開いていただいて、その資料の提出を要望され、土地の番地、所有者をぜひ確認してほしいと思います。

さらに、水防倉庫の問題について、これはT氏となっておりますけれども、このT氏は元瑞穂市の職員だと聞いております。この職員は、税務課に勤めておるときにもY T建設の土地所有についてかわり、疑惑を持たれ、私も質問を一般質問でやりましたけれども、要するに税金の未納徴収の担当をしている。そうすれば、固定資産税の未納の状況もよく把握できる、そういう職務についている。その人が今固定資産税の納入に困っているところの情報を入れながら土地の購入に動く。それは、その人の奥さんが不動産業をやっているという関係がはっきりしておるわけです。そういう点では、税務という立場を変えるべきだということを何回も私は主張してきましたけれども、同じ職場で定年までおると。そして、やめてからまたそのような仕事をやりながら、このような3倍もの土地を購入させるというふうに動くという点では非常に不正常的な関係にあると私は思っていて、この辺については納得がいかないのですが、それは私の意見として答弁はよろしいですけれども、公園の問題については、ぜひひとつ総務常任委員会を開いていただいて、番地、所有者を明らかにしてほしいと思いますが、委員長、答弁をよろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） ただいまの小寺議員の公園の所有者の問題につきましては、先ほど私から答弁させていただきましたように、そういう質疑も討論もなされておられませんので、再度そういう要求があれば、ここで休憩を要請したい……。

〔発言する者あり〕

総務常任委員長（広瀬武雄君） 失礼いたしました。質問に対して答えさせていただきます。休憩の言葉は取り消させていただきます。

したがって、総務常任委員会では、番地とか所有者の名前は明らかにされませんでした。が、いわゆる議員との関係については、2カ所は全く関係ないと、1カ所はある程度関係があるだろうという程度の認識の中での協議が行われたと、こういうことでございます。

それから水防の方の関係ですが、今おっしゃるような元市の職員云々という話は、一応総務委員会の質疑の中では同様な話も出ましたことは出ました。だから、その辺のところは以上をもって回答とさせていただきます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議員と関係が一つの土地にはあると。だけど、名前ははっきり公表さ

れなかったという報告でございましたが、げなげな話でははっきりして名前も上がっておりというふうに認識して判断してよろしいのかどうか、委員長の立場で。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） ただいまの小寺議員の質問に対してお答えいたしますが、そのような認識で結構かと思えます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。総務常任委員会に所属をいたしております。

この議案についての公園の取得についての3カ所の指定をしたと。その3カ所に対して議員が関与をしたかどうかと、それから3カ所の地番等を審議したのかどうかという御質問であったらと思うんですが、今、総務委員長は、地番等は検討していないと、意見が出なかったということで、それについての総務常任委員会をできればお示しいただきたいという質問であったと思うんですね。だから、私は、そういうことを質問されるということは、こもった形での審議ではいかなので、その3カ所の番地、それから議員がどのように関与をしたかどうか、そういうことについて疑念があるから御質問なされておるんだから、疑念がなければ、重要な案件でございますので、暫時休憩をして、何も1時間も2時間もかかることじゃございませんので、10分か15分で済むことでございますので、暫時休憩をして総務委員会をお開きいただいて、その質問に対して答えていただくのが筋だと思っております。だから、議長、暫時休憩をしていただきまして、総務常任委員会を開いていただきたい。

議長（小川勝範君） 山田隆義君に申し上げます。小寺徹君の質問には答える権利はございません。山田隆義君は総務委員長に質問でございますので、総務委員長に質問してください。

15番（山田隆義君） ちょっと議長、こんな大事なことを小寺議員は質問されているわけですよ。だから、私は総務常任委員会に所属しておりますので、今、委員長報告の中でそういう質問に対してはやっていないと言っておられるんだから……。

議長（小川勝範君） 山田隆義君に再度申し上げます。小寺徹君の質問には山田隆義君は答弁する権利はございません。

15番（山田隆義君） あなたね、履き違えちゃいかんよ、こんな大事な問題を。

総務常任委員長、暫時休憩を要請してください。要請していただいて、何にも2時間も3時間もかかる問題と違いますので、10分か15分もたてばすぐ執行部は明示できるはずですから、きちっとやってください。

以上、委員長に要請いたします。

議長（小川勝範君） 今申し上げます。先ほど総務常任委員長の委員長報告に対しての質問でございますので、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者あり〕

議長（小川勝範君） 席に戻りなさい。山田隆義君、席に戻りなさい。

〔発言する者あり〕

議長（小川勝範君） 席に戻ってください。山田隆義君、席に戻りなさい。

〔「休憩してください」と15番議員の声あり〕

議長（小川勝範君） 休憩はできません。

〔「何が権限があって、あなた、そこまでやるんだ」と15番議員の声あり〕

議長（小川勝範君） 席に戻ってください。

〔「内容を明かして、何も2時間も3時間もやれと言っておるんじゃない。10分か15分で済む。そんなもの、やれば答えられるじゃありませんか。委員長、要請してください」と15番議員の声あり〕

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「何を言っているんだ、そんな議長なんか通らないぞ」と15番議員の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時40分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本案に対して、若園五朗君ほか6名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案にあわせ議題とし、提出者の説明を求めます。

17番 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 議長の発言の許可を得ましたので、議席番号17番、新生クラブ、若園五朗でございます。

お手元の方に配付してございます平成22年度瑞穂市一般会計補正予算の修正案について御説明したいと思います。

お手元の資料ですが、赤字で書いてあるところが今回修正する箇所でございます。

今回の予算の中の歳出の方ですが、款項目として款土木費、項が都市計画費、目が公園費、公園費につきましては委託料の165万円、公有財産購入費2億2,310万円、そして目の水防費の方でございますが、13の委託料2万円、そして公有財産購入費1,300万円計上してございます。今回は、この財源としまして公共施設整備基金から1,300万円を歳出に充てまして、その

不足分を繰越金、今言っておる一般財源の繰入金から入れています。

そうした中で、まず初めに、公園費の委託料165万円、そして公有財産購入費の2億2,310万円につきましては、新年度に組んでございます中宮公園の不足額がこの中に410万円ございますので、今回修正計上した分から410万円だけ差し引いております。

そして水防費につきましては、委託料の2万円と公有財産購入費の1,300万円でございますが、総務委員会で確認したところ、現況のとおり、一部取り壊ししなければその土地利用ができないというような考え方を踏まえまして、総務委員会の中では、取り壊しであれば工事請負費での予算計上でないか。また、公有財産購入費の1,300万円の計上につきましては、市の方の基本的な考え方が明確に総務委員会で示されておりません。もしあの土地を取得するのであれば、今あの建物は使えない状況でございますので、15の工事請負費、取り壊し費用、そして委員長報告のとおり530万円で落札した経緯も含めて、取得価格、そして9月定例会から12月定例会の取得目的が、9月におきましては児童公園、そして今回は水防費、緊急時の避難場所ということで、執行部の一貫性がないということで、今回このような予算の修正をかせせていただきました。

資料はそのような説明をさせていただきまして、本題に入りたいんですけども、今回の12月補正の提出について、9月定例会に提出された公園費、そして生津等の予算につきましては、12月定例会においても非常に予算の組み方、そして議会への説明がきちっとされていない、議会側として私としてはそういうふうにと受けとめ、このような修正を提出した経緯もございません。

また、瑞穂市の公園全体計画を示してほしいと、それは何回でも9月定例会の委員会、12月定例会の委員会にも提出要求をしたんですけども、皆さん御存じのとおり、瑞穂市の公園緑地等基本計画を見たところ、今言っている21号から南穂積地区、21号から南地区1カ所、その公園全体計画の整備順序ですね。その地域は非常に手薄なところも実際に私があると、この図面では思います。例えば生津地区とか、いろんな地区が不足しているということで、全体計画の明確な資料が出ていない。

また、土地調査特別委員会においては、20回やって、その未利用地は34カ所もあるというような経緯も含め、また要望書については、今回このような箇所しか明示されていませんけれども、実際にはそれ以外にそれなりの区長さん、あるいは自治会長さん等から出ているように私は思います。これらの資料においても、9月定例会、12月定例会の2回において同じような書類で上がって、その内容について、まだ予算を執行するような手順にはなっていないというふうに私は考えております。

また、先ほどもございましたように、議員等の関係する土地取得ということについては、今言っている財産の所有について、先ほど御説明あったとおり、このようございまして、そう

なれば市民に説明するのに、やっぱり予算計上する側、執行部、そして議決する議員という立場も含めまして、それから十分精査し、候補地はそれでいいのかなという考えもございませう。

また、今回の伯母塚につきましても、すぐ隣に柳一色公園、250メートル以内で今回こういうような街区公園ということですから、いかにも近い区域で、もっと全体計画をしっかりと見れば、空白地域の整備順位はどうかなというふうに私は思います。

また、今回の補正につきましても、9月定例会でも御説明したとおり、新年度予算のあり方、補正予算のあり方で、本当に12月定例会に必要な補正予算であるかと。ましてや今回、来年4月24日に市長選が控えている執行体制の中で、むしろ緊急性の要するものを手順として先に補正を組む必要があるんじゃないか。まして9月にもそれなりの指摘をされたにもかかわらず、また同じような資料で、今度はその3カ所について具体的に精査されたことについても、今まで申し上げたことを含めて、私は今の選定と予算の計上については理解することはできません。

また、土地取得方法につきましても、執行部の方々は御存じかと思いますが、公有地の拡大の推進に関する法律がございまして、小簾紅園の整備においては1,500万円の控除を受けています。今回も市街化区域内、あるいは農振区域外であれば、公有地の拡大の推進に関する法律で1,500万円で売り主が申し出れば取得するというような経緯がございませうが、また土地収用法というのがございまして、第3条でございませうが、これは5,000万円の控除がございませう。今回の牛牧五反田用地取得7,600万円、穂積野口2,700平米8,200万円、そして祖父江伯母塚中6,100万円、土地取得だけですね。今回のこの資料によりますと、トータルすると11億5,800万円ぐらいの整備費もかかるんですが、逆にきちっと手続をとれば地権者の所得税が下がるということがございませう。土地収用法の第3条の32項には公園取得の項目がございまして、県に事業認可、これがあくまでも市長が申し出て半年かかりますが、そうなれば5,000万円控除ができます。県の収用委員会においては、6月、9月、12月、3月の年4回ございませう。その申請書を市長が県の事業認定委員会にかけますと、土地の表示、図面、目的を申請し、そのことで県がその審査委員会で、正式に市長の方も県の方へ出すとなれば縦覧をかけ、そして市民に公にする。そして県の方も、土地収用法は県の許可ですので、今言っている認可事業ですね。例えばこの3カ所について、肅々と手を挙げて事業認定をとれば、県の告示行為で縦覧期間は1週間ありますが、そこで認められて、県の意見書がなければ許可通知が来ます。許可通知が来たならば、それを正式をもって今度買いに行く。買いに行くのでも、それは議会も肅々と箇所について確認、そして予算についても確認、だれが持っているか、だれがどういうふうかということもすべて議会も認識し、市長も要するに腹をくくって申請を出すので、お互いがその土地の必要性を認め、市民にも告示し、県の収用委員会も告示すれば、この税金をかう方も無駄に納めなく工事ができると、こういう土地収用法があるということは執行部の方々は知って

みえると思うんですね。そういうことも知っておりながら、あえてこういうふうな唐突に、それも国道21号線から中心の範囲で自治会長の書面に応じて上げておるといふ経緯を含めて、非常に私は今回の予算についても、9月から12月定例議会における予算補正について納得できません。

まして、8月24日、議長と副議長が伯母塚の自治会長さんと会われまして、もうその書類が上がっているんですが、9月1日に本議会の当初予算に計上されていると。まさにこの8日間、議会にも御相談なく、確かに市長の提出議案でございますけれども、やはり最終的には議決したならば議会も責任をとらなければならないところでございます。ましてや市長さんもそのように腹をくくって、予算の出し方についての、9月は2億円出されたんだと思いますが、そういうふうな出し方であると、私たちもやっぱり市民にきちっと報告もできない状況でございます。そして、先回の一般質問の中で税収が5億円も落ち込んでおるところに、本当に義務教育、穂積校区、あるいは本田第1、第2保育所の修繕とか、あるいは耐震補強とか、また急増校もあるという時期に、本当にこのお金は、緊急性の順位を考えても非常にどうかと私は解釈しております。

そうしたことで、土地取得においては土地収用法という公に認められて、売られる方も5,000万円控除ということで、税金も少なくなるということですのでいいメリットがあるんですね。ただ、焦ってやるのが、こういうような土地収用法の適用も受けずに、普通の一般の公拡法の1,500万円という税控除に関しても、非常にあると私は考えております。

そうした中で、今回の公園の全体計画の考え方についても、人口密度、あるいは地元の要望もすべて洗い出して、そして本当にみんなが納得して、それなら穂積地区にはことしは1カ所、もう一つは、順番を変えたら失礼ですが、もし予算があれば生津のあっちの方に、巢南においては西ふれあい、中ふれあい、あるいは南ふれあいがあるからもう近隣公園は整備されておるといふことで、整備順位をきちっとする意味で、今回の補正予算の内容について、以上で修正案の提出説明でございます。非常に長くなりました。

議長（小川勝範君） これで提出者の説明を終わります。

これから修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 議席番号9番 松野でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、質問をしたいと思います。

公園費の土地・建物等の購入費2億2,310万円を410万円に修正をされておりますが、この410万円の意味をもっと詳しく教えてほしいと同時に、委員長の説明の中の一つとして、議員

に関係ある土地云々と言っておられました。例えば市が道路等を新設、あるいは拡幅する場合、私の屋敷にかかると、そういった場合にも対象になるのか。何も協力できなくなるような感じがするんですね。そこら辺どうなっているのかということ。

そして、この公園3カ所を全く予算をゼロにしたということですが、それぞれの公園3カ所の意味合いを、どこがあかんでゼロにしたのか、どことどこの公園がだめだという、その理由ですね。そこを説明してほしいと同時に、もう1点は、公園については市の方から全体計画が出ておるわけですね。その範囲の中で公園を設置したいという市から出ておる案件だというふうに私は理解しておるわけですが、ここをちょっと、何か全体計画を明らかにせよと、こう言っていますが、説明をお願いします。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 松野藤四郎議員の質問にお答えします。

今回の公園費の410万円の予算を残した理由につきましては、土地調査特別委員会の中身、委員会の中にも、一部委員会には出ていなくても、事務方にちょっと確認したところ、中宮の地内で市が持っている普通財産があると。今回の中宮公園をつくるには、中宮の公民館の北側の公園整備と交換する場合、土地の金額の差額が出ておるので、410万円を予算に追加しないと最終的な取得ができないと、そのように理解しております。

2番の道路につきましては、6メートル以上、市道ですので、それは認定します。例えば穂積から巢南という一つの道路を認定した場合、皆さん、議員の関係する道路がありますね。それは告示します。告示することによって、あるところは3メートル、あるところは6メートルに将来拡幅すると。そういうところにつきましては、正式な告示行為をしていますので、将来そこを取得するという意味で、今回の収用から外れて5,000万円控除になるということも含めまして、あくまでもその道路を使ってみえるのは個々の所有者ですけど、ここからあるところの目的の道路の道路改良については、6メートルできておるけれども、また次やるところについては、市道の方で認定していますので、その範囲内の取得、あくまでも不特定多数の方で使うので、それにつきましては、議員であろうと、第三者であろうと、どなたであろうとも正式な路線価格で取得していくということでございます。

今回の3カ所をなぜゼロにしたかということは、先ほど御説明申し上げましたとおり、公園整備計画を見ますと、まるで点々、街区公園、今言っている2,500平米のところはこういう区域があります。生津地区とか、特に穂積地区はこう出ています。そうしたところになぜ今回21号線のこの区域、その中の1カ所についても、柳一色については、すぐヤナゲンの南側に2,450平米ございますが、今回の取得についていろいろあると。また、穂積地区においても、きちっとわかりやすく総務委員会、あるいは全協なり、議員みんなが認識してやってほしいと。その中でみんなが納得して、それならばその地域が都市整備水準が低いのであれば、みんな

なが認めていくというのが私は原則だと思います。そうなれば、人口集中地区の市長の考え方の中でやっていくんやったら、みんなが理解しながら、そういう中で義務教育整備の中でやっていくということも含めて、今言っている理論づけが私は理解できませんので、今度3ヵ所出してありますけど、このようなゼロに戻してほしいと、公共施設整備基金へ戻したという経緯でございます。

そして、公園の全体計画が出ているということですが、出ている、確かに不足している区域はわかるので、そこを含めて今回の買うところ、確かに産業建設協議会においては十分議論されていることはお聞きしたんですが、その内容も含めて全議員さん、あるいは執行部の皆さんが執行してやっていくので、わかりやすくやってほしいというのが私の考え方でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 公園計画でここに出ているわけですね。その中に入っている公園ですので、該当しておるのはね。疑念も何もないと思うんです。そして、今回はそれぞれ評価をしましたね。それに合致して出てきたやつですので、三つ含めて全部だめだという若園委員の答弁ではちょっと納得できませんが、再度お願いします。

議長（小川勝範君） 若園五郎君。

17番（若園五郎君） 平成22年12月の公園整備選定資料を見させていただきますと、総務委員会に私、御説明申し上げたんですが、牛牧地区五反田、野白新田3ヵ所、穂積地区1ヵ所、別府地区1ヵ所、祖父江地区1ヵ所、本田地区1ヵ所、この箇所について、地域的、人口的、あるいは必要度を見た場合、非常にまだ不足地域もあると。もっとわかりやすくやらなければ、12月の中で要望書が出ているところが9ございますね。むしろ住民から要望が出ている。その中で要望を聞いておると、全地域やなくても、自治会長の紙が出ておるような言い方もされていますので、未利用地区、あるいは全体計画も含めて、地域ごとにバランスよう、それが全体計画だと思うんですね。この資料だけでは要するに納得できません、私は。それを含めまして、今回修正案を出させていただきました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 再度確認しますが、牛牧と野口はなぜ市の予算から省いたのか、消したのか、再度もう1回、理由を教えてください。

議長（小川勝範君） 若園五郎君。

17番（若園五郎君） 牛牧五反田、穂積野口、外したという経緯につきましても、総務委員会、私の今の把握しておる中では、なぜ外したかという理由は、私は判断できません。そうい

うことも含めまして、今回それを含めて出した総括的な修正案でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 今の説明では、何か判断ができないと言われたんですが、要は全体計画の中に入っている今度の候補地ですわね、市が買おうとしているのは。にもかかわらず、牛牧とか野口を今回の市の予算から削った理由を詳細にお願いしたいと思います。理由をつけて、理由を。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 先ほど提案の中に、瑞穂市の全体計画の中できちっとそれなりの理由づけの説明がないので、今回3カ所上がったものも含めまして、最終的なきちっとした委員会、あるいは私の把握しておる範囲内では認識不足なので、また議会説明、委員会説明不足ということで、私はすべて再度もう一回公共整備基金に積み直したということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 総合的な配置図ということで全体計画が出ていますね。これは、私の地域も含めて周辺の方々にも、ここに公園ができますよという説明をしておるわけですね。今回ゼロにしたということをどうやって、私は地域の方々に説明ができんですよ。できるような答えを言ってくださいよ。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 松野議員にお答えします。

私、現在、今回審議する中で総務の委員ということでやっていますので、傍聴なりされまして、議員で話す機会、そういうことも含めて、今回責任説明が、議員でなくて執行部の方もそういう要望が来ておるといふならば、それも参考に考え、手続上の全体計画の整備順位、必要性について、今段階ではやっぱり認識不足なので、あえてそういうことも含めて、今回の公園の予算につきましては修正案ということで提出させていただきます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） この一般会計の補正の議案に対しまして修正案が出されました。今、提案をされておる若園議員も、総務委員と同時に総務副委員長をなされておるわけです。私も総務委員の地位を汚させていただきます。

そういう中で、今までの経緯からお話しさせてもらおうと、一貫性がないと。ということはどうということかといいますと、9月議会では、この公園の予算の議案が出されました。それにつ

いて、3カ所を購入したいと。3カ所について、きちっと選定をしておるかどうかと。選定しておるとすれば、その内容について報告をしていただきたいと。ところが、3カ所についてはまだきちっと決めていないと。予算を認めていただいたら、その中で一番公園として有効な場所を、どこから見ていただいても優先的にここは必要だからというところを選んで購入したいというお話でございました。それであるならば、ただアバウトで予算化を認めよということでは総務委員会としては認められないと。公園は必要だと思います。公園は、いわゆる市の都市計画の中で、各ブロックごとに公園計画をやるということは当然議会としても認めるけれども、それについて箇所づけをきちっとやっていないと。そういう質問に対してきちっと答えられないようなことでは、公園はつくってもらわないかんけれども、今回承認できないということで、賛成多数で修正案を通したわけです。

そのときは、私は修正案については反対しました。反対しましたけれども、なぜ反対したかという、いわゆる予算というものは、詳しいところまで、全部決定するところまで説明をするのであれば本当の予算じゃないわけですね。それが一つ。しかし、全部漠然と、質問にも全然答えられないようなことでは私はいけないと、それも一理ある話です。

ところが、予算というものは、全部具体的に買うところ、金額まで明示しなければ買えないということであれば、執行者の権限の制約を受けるわけですね。そうしますと、全部まとめんことには買えないんですから、相手があることですから、幾ら何でも交渉しても答えが出るか出んかわからん。答えは出かけたけど、相手が嫌やと言えどもとまらへんと。そんなことでは仕事ができないので、ある程度の説明があれば予算を認めるというのが普通なんです、予算というのはね。

ところが、9月議会では、アバウトもある程度認めてもいいけれども、何にも質問に対して具体的に答えられんような案ではいかんと。今後、議案を出すのであれば、9カ所の中で3カ所買いたいというならば、3カ所についてきちっと具体的に選定基準を設けて議会に出してくださいと、総務委員会に出してくださいと。そういうことをきちっとやってもらったら、9月は土地積立金として別途入れて、そういうことが具体的になったときにはそれを使えばいいから、今回は見送りということになったわけですね。ところが、その時期がいつやということになってくると、具体的に選定基準も設けて、具体的に3カ所になった、絞り込んだ内容の質問にきちっと答えていただければ、10月でも11月でもいいと、12月でもいつでもいいと。答えられないからこういうことは認められないと言っているんだから、何にも反対のための反対をやっておるわけやないで、きちっと3カ所に絞り込んで、それから具体的に3カ所に絞った内容の質問に対して答えてもらう、きちっとけじめをつけて提案していただければいつでも応ずるということになっておったんですよ。

だから、今回は執行部が10月、11月にも出せるんだけど、整えることができなかったという

こともあって、また大きな議案もなかったということで、12月のこの定例会に出されたんだと思うんですね。だから、その出された結果、9月の総務委員会としてのいろんな問題について、十分答えられるように精査をして3地区を選んでこられたと。3地区に対して選んだ理由まで公園整備選定資料として明示をされて、十分質問に答え、その3カ所を選んだ内容を全部掌握してお答えいただいておりますよ。だから、9月議会において問題点に対して答えておられるわけですから、ところが、答えが出たら、今度はまた今いろんな意見を追加で次から次へ出すと。そうであるならば、なぜ9月の総務委員会のときにそれを出さなかったか。意見を言ったことに対し、答えられた提案をされたわけや。それならばそれで認めていかないかのに、また次から次と12月には違った見方で修正されておると。だから認められないと。そんなことをやっておるんだしたら、どんな議案でも、十分執行部は答えるべき努力はされておるけれども、努力したら、また次の問題提起をして認めえへんと。そういう総務委員会ではなかったんですよ。だから、若園議員は総務であり、また総務の副委員長という重責を受けておられますので、そういう経緯を尊重しておるならば、こういう修正案は次から次へと出ないはずなんですよ。それを出されるということはどういうことなのか、私はその見識等について、提出者の若園議員にお尋ねを申し上げます。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 先ほど提案理由の中で、山田議員の内容はすべて網羅されております。その中で補足するならば、今回の12月定例会で、あと3カ月間のうちで測量費あるいは用地購入費について必ず会計年度は執行するというような委員長報告もありましたが、何かあって、事故繰り越しはないかということも質問して、要するにないと言われたんですが、そういうことも含めまして、予算の補正について私は今回は修正案の内容ということでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君、自席。

15番（山田隆義君） いろいろきょうの修正案に対しましては、9月の意見、特に若園議員は総務委員会で、こういう3カ所の箇所づけを具体的に理由を述べて、3カ所を絞ってきたら、経緯がいずれであっても認めるということを言われておる。ところが、今度12月にそれに答えられて執行部が出してきたと。出してきたら、公拡法とか、1,500万円控除、5,000万円控除の問題から、そういういろんな意見を、僕は専門職じゃございませんので、若園議員は専門職で次から次へと言われますけれども、次から次へと列記されて提案理由の中で言われる。9月のときにそういうことを言われていないんですよ。言われていないことを、また違ったことで質問に対して執行部が答えるべき努力をして提案された。提案したら、9月に出ておらんことを次から次へと修正案の提案理由でまた列記されて、だから修正案を出したんやと言われますね。

私は総務委員会に入っております。提出者の若園議員も総務委員会、その副委員長をやっておりますので、私なんかより経緯は全部わかっておるわけですよ。きょうのこのいろんな提案理由のいろんな説明をされた。9月にはそういうことをクリアしてくださいと。9月にクリアしてくだされば審議に応じますよと。内容が全然違うんです。ぶれておるんですよ。それを出された。執行部は、議会の意見を尊重して十分答えられておるわけですね。答えられたら、今度反対にまた違った要件を出して見方を考えて、また修正案の提案理由をされておる。この見識について、提出者の若園議員、お答えください。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 山田議員の質問ですけれども、委員長の報告のとおり、近い将来、提案があれば、当委員会としてはその時点で肅々と審査に応ずるものとの結論に達していますので、今の状況では、市民の代表である議員、そして市民はこの状態では納得できないということも含めて修正案を提出しました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私が申し上げますのは、若園議員も総務副委員長、私も総務委員だと。だから、言ったことに対しては終始一貫、流れが統一されておらないかんわけですね。公人ですから、特にそう思います。そのときに言ったことと現在と、修正案を出されたことに対しては合致しますけど、言われておる内容が全然違うんですよ。9月の時点では、9カ所のところをどうやって選ぶのかわからへんので、執行部がこういう提案をされる限りは、9カ所中3カ所買いたいというなら、3カ所についてあらゆる中で検討して3カ所選んでくださいと。3カ所選んだ場合には、選んだ理由、その内容を総務委員会できちっと説明をして、総務委員としての質問に対して答えてくださいと。そうすれば、公園はつくらないかんということはわかっておるんやで、必要性があって緊急性があるんだたら、10月でもいい、11月でもいい、12月でもいいと言われておるわけですね。だから、それに対して執行部は、質問に対して修正案を出されることについてのその問題点について十分精査して出されておるわけですね。だから、公園の選定基準を15項目出してこられた。9カ所全部こうやってあらゆる角度から精査してですよ。その結果、3カ所選んだ。だから、その3カ所について十分質問に答えておられるんですよ。そうしたら、別にもう問題ないんですね。

そうしたら、今度反対に、先ほど趣旨説明の中でそれ以外のことをずうっといろいろ列記されて、また修正案を出される。それも整えてこいと。あれもこれもそうやって整えてこいと。振り回しておるじゃありませんか、執行部を。そういう権威ある総務委員会であるならば、言ったことに対して終始一貫して僕はなされるべきだと思うのに、若園議員は見識が高い、さすが過去に行政職におられた方だと思うんですが、行政職に比較的精通もなされておるし、立派

に勉強されております。勉強されておるがゆえに、9月の修正案を出されたことに対する質問は入っていないんですよ。だから、アバウトだけではいかんで3カ所に絞りなさいと。9カ所選んで3カ所買うと言っておるんだから、3カ所を選んできて、その選定理由もきちっと根拠を持って説明してくださいと。そうすれば、公園というのは必要だから応じますと言っているんだから。だけど、この議案を12月議会に出されたら、また違ったことを次から次へと並べられる。そんなことは、執行部を振り回したということじゃありませんか。執行部を振り回すと同時に議員も振り回すということになりますよ。だから、その見識について私は提出者の若園五朗議員にお尋ねしておるわけです。なぜこころ変わるのかということについて御答弁してください。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 山田議員の質問の回答ですが、とりあえず冒頭に述べたとおりで、今言っている全体計画、そして必要性の箇所、そして今上がっておる箇所についてのまだ書類と申しますか、要するに予算を議決するような内容を私には把握できませんので、そのような修正案を提出しました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 総務委員会の中で、9月は、先ほどから何回も申しますように、そういう質問に対して、今度はきちっと精査をして出されておるんですよ。その手順を踏んで出されるならば、今度はそれに答えているわけですから、それは答えている以上、何の意見も出さずに通らなあかんわけですよ。

具体的に申し上げれば、9月の時点では、若園議員、ほかの西岡議員、広瀬捨男議員も、アバウトだけではあかんし、質問に対して答えてくれへんと。だから、これでは到底のめないということで、5人いて委員長は採決権を行使する必要がありますので、4人中、私だけは公園は必要だから認めてくださいと言って、私以外3人ですよ。若園議員、捨男議員、西岡一成議員、きょうちょっとお姿が見えませんが、お3人は修正案に対して賛成をして、私だけ反対したわけだ、修正案はあかんと。3人が賛成したんですね。その理由は、9カ所のうちの3カ所買うと申したら、3カ所を具体的に選んだ理由まで言ってきちんと答えてくださいよと。まだそんなことは選んでおらへんと。場所も選ばんでなくて予算は認めよと、そんなことはできませんよと。数字の詳しい先までは予算ですから言えないにしても、3カ所買いたいかと選んで、その選んだ経緯を踏まえて説明もできんわと。そんな議案はのめませんよということで、3人は修正案に賛成したんですよ。

今度どうなったかといったら、今度は、9月に言ったことに対する質問に答えられておりますので、4人中3人、私と捨男議員と西岡一成議員は公園を買うことに賛成したんですよ。

若園議員だけは反対やと。だから、ほかのお2人の方は見識が高い方ですらか、はっきり言って。皆さんよう知ってみえるように、勉強もしておられる、能力もある方ですから、その方が9月は答えなんだでこんなじゃあかんといいましたけれども、今度はそれに答えられておるし、公園は必要だからこれは認めましょうということで認めたんですよ。ところが、若園議員だけが今度反対やと。それで、提案しておいて認められなんだもんで退席されましたけど。今度は、それ以外につけ加えてまた修正案を出すのに、9月に出ておらんようなことをだあつと次から次へと理由を出して提案されておるわけですね。だから、子供のやんちゃと違うんですから、市民の代表で、見識が高い、能力を持って、みんな責任を持って議会へ出ておられるわけですから、出てきた以上、そのときばったりでくるくる変わっていくということで、市民の負託にこたえられるんですか。言ったことに対して責任を持ってもらわなあかん。執行部は責任持ったために、今度出したら、また次から次へと出てくる。この見識に対して提出者の若園議員はどう思っておられるか聞いておるんですよ。皆さん、ほかの方はあまり御存じじゃないもんで、流れを、論戦を聞いてもらって判断してもらいたいもんで、私はお尋ねしておるんですよ。若園副委員長、提出者、お尋ねします。的確にお答えください。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 先ほどから山田議員から質問いただいていますけれども、全部全体計画の関係と、整備順位のこと、そして予算の計上についてこと、すべて提案の冒頭に述べたとおりでございます。私も議員として責任持って、覚悟を持ってすべて委員会に出て、一議員として活動させてもらっています。特定の地域にできるからどうのこうのやなくて、いろんな各委員の方のことも、すべて委員会なり執行部が提案するんだったら、そういう状況も把握した中で議運に市長もあって、会派に市長も出てもらって、今までの提案理由以外のことも含めて粛々と述べて、その中で議員が納得し、予算を議決しないと、不用意に誤解を招くことばかりでは納得できませんので、今の段階では予算を執行することには賛成できません。そういうようなことで修正案を提出しております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君に申し上げます。修正案に対しての質疑でございますので、提案理由の質疑でございますので、先ほど同じような質問を何回かしておられますので、注意して質問してください。

山田隆義君。

15番（山田隆義君） 議長に今御注意のようなことを言われましたので、私の所見を申し上げます。

私は、提案者に対しての質疑でございますので、提案の中身について、今までの9月議会、また提案者は同じ総務委員会に見えるわけですから、9月にお話が出た修正案ときょう12月に

出されておる修正案、同じのを出しておられるわけですから、修正案を出すということは、それ相応の質問に対しても答える自信があるということと、ぶれないということと、責任を持つと。これは議場でございますので、9月議会で提案した提案者の説明と、きょうとまた違うんですよ。

なぜ修正案を出したからと云ったら、総務委員会では、アバウトで9カ所のうち3カ所買いたいというけど、3カ所を絞ってこうへんと。こんなことではとても認められんということで、次から次と細かいことを言うわけやないけれども、そんな質問さえ答えられずにどこを買うんやと。3カ所に絞って買うということなら、そのぐらいのことは質問に答えて当たり前やないかと。だから、そんな簡単なことができんから、私らは先送りで、そういう問題をきちっと提案してきてくださったならば認めると言っておるんだから、早く公園を購入したいというならば、早く精査をして答えてくださいと。いつでも出してもらえばいいよ、10月でも11月でもいいですよと。10月、11月までには特別な議会を開くことがなかったのか、精査できなかったかわかりませんが、この12月にその質問に対して答えられるように精査して出されておるんですよ。出されておることに対して答えてみえるんですから、あとの問題はないわけや。あとの問題をつけ加えるんやったら、何で9月のときにそれを全部次から次へと質問されて、こういう問題、こういう問題、みんな質問に答えられるように、今答えられないのでそれは認めんけれども、こういう問題も全部答えてくださいよと何で言われんんですか。言われんでしょう。そのときに言われてないんですから。だから、3カ所選んできたら、その理由をきちっと明示してくだされば、公園は必要だから、いつ買ってもらってもいいがなど。何も私は反対のための反対はやっておらんよと言われた張本人なんですよ。張本人が、また12月にそれに対して執行部が答えてきたら、今度は認めてもらえると思ったら、次から次へと違った要件で意見を言われて修正案を出されている。その理由を言っておられるわけですね。そのぶれることに対する責任性をどう認識されておるのか、私は聞いておるんですよ。このいろんなことを言われたことは、9月の時点でそういう問題が次から次へと出して、この問題を全部クリアしてくださいと。それに答えていただければという意見でないことを次から次へと云っているんですよ、これは。だから、それについて私は聞いておるわけですね。

提出されるということは、責任は重いんですよ。提出されるということは、どんな質問に対しても答えてもらわないかんし、提案者はぶれない信念を持って、責任を持ってやってください。ぶれたら、次から次へとまた修正が追加してやってくるじゃありませんか。それが議員の見識のあることかということ聞いておるんで、提出された以上、その見識に対してどう理解されておるのか、私はお尋ねしておるのであって、私は茶々を入れる気はございません。だから、若園議員にその点についてお尋ねしておるわけですよ。それはきちっと答えを出してください。答えを出して下さったら、私は何も言いません。

議長（小川勝範君） 山田隆義君に申し上げます。先ほどから同じ質問を繰り返しておりますので、個人的な意見については討論の場で述べていただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 3ヵ所についての経緯については討論の中でまた申し上げます。この辺で引けということなら、この件については引きます。皆さん、全然総務委員会に入っておられん人が大方聞いておってもらえるもので、どこでぶれておるか、どこで終始一貫していないか、どちらが筋が通っているかというのは皆さんわかっていたんで、それ以上は言いませんが、今の修正議案に対して、私、ちょっと申し上げます。

9月議会も……。

議長（小川勝範君） 山田隆義君に再度申し上げます。

先ほどから同じ質問を再度繰り返しておりますので、個人的な発言については討論の場で発言をしていただきたい。ただいまは修正案に対しての若園君への質問でございますので、くれぐれも注意をして質問してください。

15番（山田隆義君） はい、わかりました。

修正案の中に公園3ヵ所についての修正案を出されました。総括の中においても、総務委員会においても、委員長報告の中においても、生津地内の土地の取得について、当初、児童公園という形で出てきておったわけですが、今度は水防費で出てきたと。その提示についても、いろいろ総務委員会で激論があったんです。総務委員長が大方網羅して報告されたんですけども、僕は総務委員長としては立派に委員長報告をされたと思うんで、僕は総務委員長には感謝しております。

そこで、この修正案に対して、今度水防費として予算化されておるわけですが、僕はあまり能力がありませんので、すぐ忘れてしまうので、また水防費をお尋ねしますけれども、この修正案は水防費をそのまま認めておるのか、カットされておるのか、ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、お答えください。

議長（小川勝範君） 若園五朗君、修正案についての答弁だけで結構です。

17番（若園五朗君） 水防費につきましては、9月定例会においては児童公園ということで予算計上され、12月は水防費ということで、避難場所ということで予算計上されていることについての、行政の一貫性のない状況であると。しかし、当初から市としてはあの土地については買いに行き、御存じのとおり530万円で落札されたという経緯も含めて、将来、当初の目的である市の考え方が一貫しておればいいんですが、そういうぶれがあるから、それも含めまして今回問題に私はしています。

先ほども言いましたとおり、水防費の公有財産購入費の中に、今言っている土地の500程度の面積、そして今でも使えないような建物が、取り壊されなければ使えないと。そうなれば、先ほども提案理由の中で言いましたように、取り壊しは工事請負費で見なさいと必ず書いてございます。ところが、現状を見ても、今でも取り壊さなければ使えない状態、そして最終的には530万円で落札している金額の差がなぜあるかと。そこをしっかりと執行部の方にお尋ねしたんですが、都市整備部長、あるいは皆さん執行部も見えたんですが、時間をかけて説明がありました、副市長、最終的に。あくまでも市としては、あの状態で買いに行くのか、所有者がそこを精算して買うのか、そこら辺のことの予算の明快な説明がなかったので、そういうのを含めて今回の予算の立て方、要するに予算の説明不足が私には納得できませんので、修正案として提案しております。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 三つの公園と水防費の問題があるということで、今回は認めないということで修正案に入っておるといふ御答弁でございましたので、よくわかりました。

私は、公園の問題が提起されておるならば、水防費の生津の公園においてももっと総務委員会で激論があったんですよ。問題があるって、物すごい議論があった。だから、私は水防費を修正案で出されておるか、カットされておるかどうかということが、あまり能力がないのでお尋ねして、本当に頭の記憶と間違ふとあきませんので、お尋ねしたわけです。水防費がカットされておるといふことならば、今聞きましたので、それは今後の問題ですから、よくわかりました。

私はまだ言いたいですがけれども、納得できませんが、この辺でこの件についてはお尋ねを控えさせていただきます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対しては、若園五朗君ほか6名から修正案が提出されていますので、討論としては、まず1.原案に賛成で修正案に反対、次に2.原案及び修正案に反対、次に3.修正案に賛成の3通りが考えられます。

それでは、まず原案に賛成で修正案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

しっかり指揮を議長はやっておられますので、そのようにどの方にもやってください。以上、苦言を申し上げます。

この補正予算については、私は賛成の立場、修正案については反対の立場で申し上げたいと思います。

修正案を出されましたので、その点について先ほど質疑を私はしました。それが最終的には落ち合っておりません。落ち合っておらんということは、私は、修正案を出されることが筋が通っていないと。片方は修正案が正しいんやということを言っておられるが、全然結論が出ておりません。だから、私は修正案については執行部は筋を通して、総務委員会の趣旨、9月から12月の会議の内容についても答えておられると。答えておられるから、修正案を出すこと自体が問題であるということでございますので、修正案に対しては反対です。

原案については、給与の関係がございます。本当は給与を下げる、議員の歳費も下げるということは、基本的には安いですから、まだラスパイレスも十分に達していない。仕事をどんどんやれと、地方分権時代やで仕事がどんどん来るわけですよ。それをやらないかん。やるならば、よそ並みの水準の給与を払ってもらわなあかんわけですよ。それを人事院勧告によって下げなきゃあかんと。下げないで拒否したら、後で交付金の形でまた下げられてくるという御説明であるので、やむを得ず、その問題も我慢をして、私は原案は認めるという腹で了承するわけです。本心は、私は本当は喜んでおりません。だから、原案賛成で修正案は反対ということで意見を述べさせていただきました。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。お疲れのところ、恐れ入ります。

私は、修正案にも原案にも反対の立場で討論させていただきます。

具体的な理由は3点ございます。

一つ目、水防費について、1,300万円の予算が組まれておりますが、目的が公園費から水防費に9月議会と12月議会では変更されております。ということは、初めから買うことありき、目的いかににかかわらず買うことありきというふうに私には受け取れます。

次に、総務常任委員会を傍聴いたしましたが、所有者の名義人の説明も初めからなかったわけですが、聞いたときにもわかっておりませんと言って、休憩をとって答えられました、口頭で。このわかっておりませんとか、休憩をとってわかりましたという形で答えることは考えられないことですので、あまり答えたくなかったのかしらとか思ってしまいます。

それから500万円、正確には540万円だそうです、500万円が1,300万円になったことについての質疑で、整地費が込みなのかどうかの説明が執行部の判然としていませんでした。

以上がこの生津の水防費についての反対の理由です。

2番目、公園費の予算2億2,000万円です。

この反対理由一つ目、9月議会ではまだ選定されていないと表では言われましたが、裏情報の3カ所は結局今回全部入っていました。今回客観的物差しを当てても変わらなかったということは、やはり生津の土地と同じように、3カ所の購入はまず執行部で決まっていたとしか受け取れません。

以下の理由は、若園議員がさっきおっしゃった、近くに公園があるとかいうこともそうですし、要望書の時期ですね。これが一番新しいところが選定に入って、古いところが入っていないということも解せないと思います。

また、穂積野口につきましては、コミュニティセンターと公園の用地として6反か7反と話を聞いていましたが、突然に2反だけということになっておりまして、急なそういう変更というのは、ここで総括質疑が出たと思いますが、その説明も十分とは言えなかったと思います。

原案にも反対の大きい三つ目ですが、私は議案第77号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部改正について反対しておりますので、それとの整合性です。

その反対理由は、日本は、岐阜県は、瑞穂市はあまりそれはなかったと思うんですが、箱物、ゼネコン、土建行政でお金をむちゃくちゃ使ってきて、そして結局、人を大事にしてこなかった。私はこれを本当に、子供から、働く人から、市民から、人を大切にする政治に変えたいと思っています。変えなきゃいけないと思っています。国力も、もっと人を育てなければ落ち込むばかりだと思っていますので、この観点から、この補正の人件費の部分にも反対をいたします。

まとめて言いますと、執行部におかれましては3カ所プラス1カ所ですね、後から。これは初めからもう買うということが決定していた、どういう後づけをしても客観的な手法をつけても、そうとしか思えない、受け取れない。

それから、修正案はほぼ私は同じなんですが、ニュアンスとしまして、私は公園費は決め方が不透明ということが反対なんですが、修正案につきましては、ニュアンスとしか言えませんが、そもそも公園費はあまり要らないというふうにも聞こえますので、私は公園費は必要だと思っていますので、これには反対いたします。

私は公園費は必要だと思っていますので、最後につけ加えさせていただきますが、今後、公園費の土地の選定方法を執行部で根本から検討し直していただきたいと思っています。客観的な資料、指標は必要だと思いますが、後から理由をつけてこれに当てはめるということもあり得るわけですから、これだけではなく、基本的に議員経由の要望を優先しない。口きき、利益誘

導、または名義人が議員に関係しているとか、そういうことを全部含めて、議員経由の要望は優先しない。そして、私も含めて議員は、裏でも表でも要望者にならない。市民からの要望をきちんと聞いてほしい。その市民というのは個人の場合もあるでしょうが、やはりまず全体の市の公園計画から、今度はここに公園をつくりたいということを打ち出していただいて、その関係者ですね。区、自治会、女性の会、子ども会、老人クラブ等で後の管理も含めてきちんと話し合いをしていただいて、そして土地を売りたい人は今大勢いますので、売りたい人はみんな出していただいて、そしてこういう会ですね。市民の会みたいなものですけれども、そこでももちろん行政の方も一緒になって選定していただきたいと思います。これは非常に困難なことです。つまり、瑞穂市は今まで市民協働とか市民参加を何につけ、つくってこなかったと思いますので、大変困難なことですが、6月からどなたが市長になられるかわかりませんが、私はどなたがなられても、瑞穂市の市民参加のまちづくり、市民協働のまちづくりをつくっていく実験台というか、プロセス、そういうのを困難な中でもやっていけば、きっと市民の皆様も、土地の選定から、管理運営から、自分たちが参加するというふうになっていくと思います。これを行政主導でやっぱりやっていくべきだと思います。

人件費につきましては、修正案を出せばいいじゃないかというふうに、そういう方法もあるわけですが、これは大変煩雑でございますので、若園議員が出された修正案のときも、3人の職員の方が3時間かかってあれをつくられましたので、人件費に関しての修正案をつくるのはちょっと控えさせていただいて、原案の反対ではない部分も含めてしまって大変申しわけありませんが、公園は必要だと思いますので、今後提案の仕方、選定の仕方をぜひ根本から考え直していただきたい、検討し直していただきたい。そして議員は買ってほしいという要望を表でも裏でも前に出ないということを心したいと提案のような形で発言させていただいて、私の修正案と原案両方に対する反対討論とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党の小寺徹でございます。

修正案に賛成の立場で討論をいたします。

土地にかかわる問題は絶えず疑惑がついて回るとというのが、今まで私は巢南と瑞穂市の議員をやってきました経験をしてきました。そういう点で、瑞穂市の政治倫理条例には、瑞穂市の工事契約を請け負うには、議員、市長の親族関係、第3親等までの関係者は契約をしないという規制をしております。土地の売買の問題はこれに入っておりません。しかし、住民から見れば、議員の土地を市が購入するという点では、なぜこの土地を購入するかということに疑惑を感じるところでございます。

今回の公園用地を買うに当たって、議会の中で何回も議員に関係する土地じゃないかということ質問してきました。さきの全協の中で、公園用地の番地、所有者の資料をいただきました。その中で、議員の長男の名義があるということもはっきりしてきました。そういう点では、住民から見れば、なぜこの人の土地をという疑惑を感じるところでございます。隣の人にしてみれば、なぜ私の土地は外されたのかということをおもうのではないのでしょうか。地元から公園をつくってほしいと要望があったと。市長があちこち探したと。議員のところの土地を、おまえのところをどうだという話があったときには、当然議員であるならば、ちょっと遠慮するという立場で対応するのが、政治的、道義的にそういう立場をとるべきじゃないかということをおもうわけでございます。しかし、議員の長男の土地を購入するというのが議案としてここに提案されたという点では、疑わしきは予算に積まない、事業をやらないと、そういう立場からこういうことは私は認めるべきでないという立場でございます。

ましてや、関係するこの議員は、さきの議会で税金は正しく使わないかん、しっかり監査をしないかんということで、包括外部監査を導入せよとしきりに指導してみえた方でございます。そういう方がこういう状況になるというのは、私はどうも納得できない。みずからこれはどうやということを言われたときには辞退をすべきだということをおもうわけでございます。そういう点では、私は疑惑と思われるようなことが推察される、また住民から見てもおかしいなと思うことについては認めるわけにいかないということでございます。

さらに、生津の堤防の公園から水防倉庫に変わったということで、それを購入するに当たっての経過も非常に不明瞭であり、緊急性が認められない。土地転がしに利用されておると言わざるを得ない状況でございますので、これも認めるわけにいかないということで、修正案、三つの公園と水防倉庫の予算は削減をして基金に積み立てるとするのは当然であるという立場で、賛成討論を行います。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成及び修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

まず、本案に対する若園五朗君ほか6名から提出されました修正案について、起立によって

採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

事務局より説明させますので、ちょっとそのまま暫時休憩します。

休憩 午後 1 時08分

再開 午後 1 時09分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1 時10分

再開 午後 2 時05分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第15 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件について

議長（小川勝範君） 日程第15、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件について議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査申出書が提出されております。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

日程第16 発議第9号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第16、発議第9号 T P P 参加反対、日本農業の再生を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党の小寺徹でございます。

発議第9号TPP参加反対、日本農業の再生を求める意見書について提案をいたします。

地方自治法第99条の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出をいたします。

賛成者に西岡一成議員、山田隆義議員の賛同を得ております。

案文を朗読して提案にかえたいと思います。

TPP参加反対、日本農業の再生を求める意見書について

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

TPP参加反対、日本農業の再生を求める意見書。

政府は、例外なしの関税撤廃を原則とするTPP（環太平洋連携協定）参加への道を突き進んでいます。11月9日、「国内環境を早急に整備し、関係国との協議を開始」する方針を確認し、来年6月には「参加」について決定すると表明するなど、その動きは急です。

日本がTPPに参加することになれば、農業大国であるアメリカやオーストラリアからの農産物輸入も完全自由化されるのは避けられません。それによって米の生産は9割減少、食料自給率は40%から13%へ低下、農林水産業及び関連産業で8兆4,000億円の生産減、350万人の雇用が失われるなど、これは農林水産省の試算でございますが、我が国の農林水産業や地域社会は壊滅的な打撃を受けることになります。

21世紀は、食料は金さえ出せば輸入できる世界ではありません。地球環境の保全や食の安全・安心も切実に求められる時代です。今、我が国に迫られるのは、崩壊の危機が広がる農業を立て直し、食料自給率を向上させることです。農業が安心して生産に励める条件を政府の責任で整え、各国の食料主権を尊重した貿易ルールの確立が不可欠です。

TPPへの参加はこの方向に全く逆行します。また、外国人の看護師・介護士などの受け入れ、金融やサービス分野への外国企業への無秩序な開放なども迫られます。一部の輸出大企業の利益と引きかえに国民の命や暮らしを売り渡し、国の形を大きく変えてしまうものです。

よって、以下の項目を強く求めるものです。

記1．日本農業と地域経済を壊滅させるTPPには参加しないこと。

1．農業の再生、食料自給率の向上が可能になる貿易ルールの確立を目指すこと。

1．価格保障・所得補償を抜本的に充実し、農家が安心して生産に励めるようにすること。

提出先は、内閣総理大臣 菅直人、農林水産大臣 鹿野道彦に提出をしたいと思います。皆さんの賛同をよろしく願いいたします。

以上、提案といたします。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第9号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決します。

発議第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第10号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第17、発議第10号下水道推進特別委員会設置に関する決議についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を19番 藤橋礼治君に求めます。

19番（藤橋礼治君） 19番、新生クラブの藤橋でございます。

下水道推進特別委員会設置に関する決議でございます。

次のとおり下水道推進特別委員会を設置するものとする。

記1．名称、下水道推進特別委員会。

2．設置の根拠は、地方自治法第110条及び委員会条例の第6条。

3．事件でございますが、下水道事業の推進。

4．目的、下水道事業推進の調査・研究を目的とする。

5. 委員の定数は6人以上10人以下といたします。

提出の理由でございますが、平成22年12月6日に下水道整備検討特別委員会から、瑞穂市は今後財政計画との整合性を図りながら独自の下水道事業を展開すべきであると最終報告がされました。それを受けて、下水道事業の推進を目的とした下水道推進特別委員会の設置を求める決議を提出する。

賛成者の9名の方を発表いたします。賛成者、松野藤四郎君、同じく若園五朗君、同じく広瀬時男君、同じく山田隆義君、同じく小寺徹君、同じく広瀬武雄君、同じく森治久君、同じく土屋隆義君、同じく堀武君。

下水道推進特別委員会設置に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。以上でございます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第10号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第10号を採決します。

発議第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。発議第10号下水道推進特別委員会設置に関する決議についてが可決されましたので、委員を選任する必要があります。ここで下水道推進特別委員会委員の選任についてを

日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、下水道推進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 下水道推進特別委員会委員の選任について

議長（小川勝範君） 追加日程第1、下水道推進特別委員会委員の選任についてを議題にします。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時36分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。下水道推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、堀武君、熊谷祐子君、森治久君、広瀬武雄君、広瀬捨男君、小寺徹君、清水治君、広瀬時男君、若園五朗君、藤橋礼治君の10名を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、下水道推進特別委員会委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定をいたしました。

これより、下水道推進特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行いたいと思いますので、下水道推進特別委員会委員は第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでは年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時46分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

下水道推進特別委員会の委員長は藤橋礼治君、副委員長には広瀬捨男君が決定しましたので、御報告します。

ここで委員長、副委員長よりごあいさつをいただきます。

初めに、藤橋礼治君。

下水道推進特別委員長（藤橋礼治君） ただいま御紹介いただきました19番の藤橋礼治でございます。

ただいま下水道推進特別委員会の正・副を決めさせていただきまして、私、まことに微力でございます。浅学非才な私に引き続いて委員長をやれと、そんなような御指名をいただきましたので、執行部を初め皆様方と一緒に、この瑞穂市がきれいな水が流れるように、今後いろいろと検討・推進しながら頑張っていきたいと、こんな気持ちでありますので、最後までよろしく御協力いただきますことを心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 続きまして、副委員長の広瀬捨男君からあいさつをいただきます。

下水道推進特別副委員長（広瀬捨男君） 議長から指名をいただきましたので大変びっくりしたんですけれども、せっかく御指名いただきましたので、議場内ですので、議長の御指名どおりあいさつをさせていただきたいと思います。

本当にいつも執行部の方も岐阜県で一番おくれていると言われていまして、委員の全員の皆様の御意見を聞きながら、委員長であります藤橋さんを守り立てて、一刻も早く、そうかといって財政のこともいろんな案を聞いたことがありますけれども、そういう点で進めていくということですね。今後とも皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 今、事務局が資料を配付しますので、ちょっとお待ちください。

〔資料配付〕

議長（小川勝範君） 下水道推進特別委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。この件を日程に追加し、追加日程第2とし、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、この件を日程に追加し、追加日程第2とし、議題とすることに決定をしました。

追加日程第2 閉会中の継続調査申出書について

議長（小川勝範君） 追加日程第2、閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

お諮りします。下水道推進特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

閉会の宣告

議長（小川勝範君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

平成22年第4回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時51分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年12月17日

瑞穂市議会 議長 小川 勝 範

議 員 松 野 藤四郎

議 員 広 瀬 捨 男